リサーチ・メモ

「海外社会資本事業へのわが国事業者の参入の促進に関する法律」が 8 月 31 日に施行に

2018年10月2日

海外における鉄道、空港、港湾、都市、住宅、下水道等の調査等のインフラ関連業務を独立行政法人等に行わせ、民間事業者の海外展開を推進するための「海外社会資本事業へのわが国事業者の参入の促進に関する法律」(以下「海外インフラ展開法」という。)が8月31日に施行され、同法に基づく国土交通大臣の定める「海外社会資本事業へのわが国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が施行日と同日に公表された。海外インフラ展開法に基づいて国土交通大臣が策定した基本方針の概要は、①成長戦略として海外インフラ需要を取り込むことによる我が国事業者の参入の促進の意義に関する事項、②案件形成段階からの関与、総合的な面的開発への関与等の我が国事業者の参入の促進に関する方法を中心に、③各独立行政法人等の海外業務の考え方、④関係者の連携・協力等が示されている(図表)。

(図表)

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図る ための基本的な方針(告示)の概要

別紙2

基本方針の主な内容

1. 参入促進の意義

- ・新興国を中心とした世界の膨大なインフラ需要を取り込むことが、我が国経済の成 長にとって重要
- ・相手国のインフラ整備が進むことで、<u>相手国における経済・社会的な基盤の強化が</u> 進展
- ・日本の先進的な技術・ノウハウ・制度等の移転による<u>ソフトパワーの強化、外交的</u>地位の向上

2. 参入促進の方法

- ・案件形成段階から独立行政法人等の公的機関が積極的に関与し、日本の質の高いインフラを効果的にアピールする等により、我が国事業者が参入しやすい環境づくりを実現
- ・高速鉄道と都市開発を一体的に行う等の<u>面的開発に</u> 積極的に関与
- ・我が国が優位性のある技術を活かしつつも、<u>相手国のニーズに応じてカスタマイズ</u>
- ・単独で海外に進出することが難しい<u>中堅・中小企業</u> 等へ積極的支援 等



3. 各独立行政法人等の海外業務の考え方・具体的内容

- ①鉄道・運輸機構:高速鉄道に関する調査、設計、工事管理等
- ②水資源機構:水資源の開発・利用に関する調査・設計等
- ③都市再生機構:都市開発に関する調査・技術の提供等
- ④住宅金融支援機構:住宅ローン制度構築に関する調査・情報の提供等
- ⑤日本下水道事業団:下水道の整備・維持管理に関する技術的援助
- ⑥成田空港会社・中部空港会社:空港の整備・運営等
- ⑦高速道路会社:道路の整備・維持管理に関する調査、設計等
- ⑧国際戦略港湾運営会社:港湾の整備、運営等

4. 関係者の連携・協力

・国土交通省、独立行政法人等に加え、<u>我が国事業者、関係省庁、JOIN、JICA、JBIC、NEXI等</u>の公的機関が連携

5. その他

- ・独法等における推進体制の整備(人材育成等)
- ・独法等の業務実績を年度毎に公表等



高速鉄道に関する調査、設計、工事管理等



水資源の開発・利用に関する調査・設計等

このうち、ここでは、都市、住宅分野に特に関係の深い、都市再生機構及び住宅金融支援機構について示された基本方針を紹介しよう。いずれも日本の高度成長期に人口・産業の集中に対処して都市・住宅づくりの基盤を支えた両機構の経験・ノーハウが、新興国の秩序ある開発・発展に大きく寄与することが期待されている。

(1)都市再生機構

アジア新興国における急速な都市化等を背景に、世界の都市開発分野の市場規模は拡大を続けており、 東南アジア諸国のみで都市開発の市場規模は年間約 1 兆ドルに達するとの試算もある。このような中、 我が国に対してもアジア新興国の政府や関係企業等から、大規模な都市開発事業への協力要請が寄せら れている。

しかしながら、海外における都市開発事業のうち、政府・公的機関が主体となるもの、大規模な土地で敷地の整備等を伴うもの、基盤インフラの整備から上物開発まで一体となって行われるもの等については相手国政府の影響力が大きく、大規模開発の経験が求められること等から、民間企業単独での参入には限界がある。

このため、海外インフラ展開法第 6 条により、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、都市再生機構に、地区開発マスタープランの策定や都市開発事業の F/S 調査、外国政府・外国企業、我が国企業へのアドバイザリー業務、さらに住宅の標準設計や回収基準の策定支援等の業務を行わせることにより、海外の都市開発事業へのわが国事業者への参入の促進を図るものとする。

(2) 住宅金融支援機構

新興国において住宅市場が拡大している中、我が国事業者も新興国の住宅市場に進出しているものの、現在、住宅の購入者は、高所得者層が中心であり、ボリュームゾーンである中所得者層等へと住宅の購入を促進するためには、中所得者層等が利用しやすい長期・低利の住宅ローン制度の整備が必要不可欠である。

このため、海外インフラ展開法第7条により、国内業務を通じて住宅ローン制度に関してノウハウを有する住宅金融支援機構に、住宅融資の審査方法やリスク管理の提案、融資対象住宅の技術基準の提案等、外国政府の住宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行わせることにより、海外の住宅市場へのわが国事業者の参入の促進を図るものとする。

競合国との競争が激化する中、海外インフラ展開法の所期の目的が達成されるよう、今後、国土交通省をはじめとする関係省庁、関係各独立行政法人等の連携・協力の強化に加え、金融面から業務の支援に係わる JOIN (海外交通・都市開発事業支援機構)、JICA (国際協力機構)、JBIC (国際協力銀行)、NEXI (日本貿易保険)等の公的機関の積極的な参画により、効果的にわが国事業者の海外参入が実現されることが期待される。

(荒井 俊行)